

豊中市内介護保険施設等管理者 様

豊中市健康福祉部長

介護保険施設等における防火安全体制の徹底について（通知）

日頃から、当市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護保険施設等における安全管理については、常日頃から十分な防火安全体制の整備等に努めていただいているところですが、今般、北海道札幌市の自立支援関連施設における火災により、多数の人的被害が発生しました。

つきましては、避難に配慮を要する多くの高齢者が利用されていることに鑑み、下記の事項を点検・実施するなど、介護保険施設等における防火安全体制の徹底をお願いいたします。

記

1 非常災害対策の適切な実施

介護保険施設等における非常災害対策について、下記の実施状況の点検を行ってください。また、点検の結果、適切な対策が取られていない場合には、速やかに対策を講じてください。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的な計画
- ② ①に基づく関係機関への通報及び連携のための体制
- ③ ①及び②についての従業者に対する周知
- ④ 定期的な避難・救助等の訓練の実施（年2回以上、入所施設ではうち1回は夜間を想定）

2. 地域住民等との連携

関係機関への通報及び連絡体制の整備や、非常災害に関する具体的な計画をより効果的なものとするためには、常日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、万一の火災等の際には消火・避難等の協力を得ることができるよう、地域住民等の連携体制の構築に努めてください。

3. 消防設備の点検

設置されている消防設備の作動状況等について、改めて点検を行ってください。

【問合せ先】

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市健康福祉部高齢施策課事業所指定係（第二庁舎3階）

TEL：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146

E-mail：koureisesaku@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市健康福祉部福祉指導監査課施設指導係（第二庁舎2階）

TEL：06-6858-3404 FAX：06-6858-4325

E-mail：fukushidou@city.toyonaka.osaka.jp